

○北信保健衛生施設組合公印規則

(昭和 57 年 3 月 26 日 規則第 16 号)

改正 昭和 62 年 9 月 30 日 規則第 16 号

平成 10 年 3 月 30 日 規則第 2 号

平成 19 年 3 月 29 日 規則第 5 号

令和 2 年 3 月 31 日 規則第 7 号

令和 3 年 3 月 31 日 規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公印の管守、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の名称、寸法等)

第 2 条 公印の名称、寸法、ひな形、管守者は、別表のとおりとする。

2 公印の管守者は、公印の取扱いを厳正にするため、公印取扱者及びその順位を定めておかなければならない。

(公印の管守)

第 3 条 公印の管守に関する事務は、事務局次長が総括する。

2 事務局次長は、北信保健衛生施設組合公印台帳(様式第 1 号)を備え、公印の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載しなければならない。

3 公印は、常に確実に管理し、退庁の際は金庫等に納め、保管を厳重にしなければならない。

4 保管場所以外でやむを得ず使用する必要が生じたときは、管守者の承認を得なければならない。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第 4 条 公印の新調、改刻及び廃止は、組合長の承認を得て事務局次長が取扱わなければならない。

2 廃止により使用しなくなった旧公印は、廃止の日から起算して 10 年間保存しなければならない。事務局次長は、当該期間が経過した後において、焼却その他の方法により旧公印を廃棄しなければならない。

3 公印を新調、改刻又は廃止したときは、公印の名称及び印影並びに使用の開始又は廃止の期日その他必要な事項を告示しなければならない。

(公印の使用)

第 5 条 公印を使用するときは、当該原議及び施行文書を示して押印を受けなければならない。

(公印事故届)

第6条 公印の管守者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちに当該事由を組合長に届出なければならない。

(公印の使用の特例)

第7条 納付書の類で決裁を受けたものについては、第5条の規定にかかわらず、当該用紙に公印の印影を刷り込むことができる。

2 前項の規定により公印の印影を刷り込んだ用紙等は、保管者を定め、その使用状況を明らかにするとともに、保管を厳重にしておかなければならない。

3 前項の用紙で不用となったもの及び汚損等で使用できないものは、決裁を得て焼却しなければならない。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月30日規則第3号)

この規則は、昭和62年12月26日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

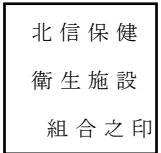
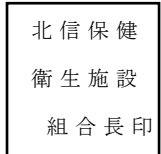
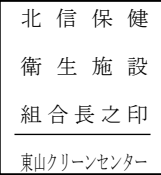
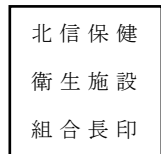
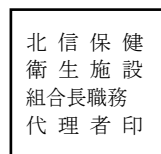
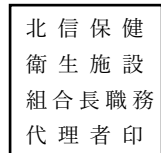
附 則 (令和2年3月31日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

公印の名称	使用区分	管 守 者	個数	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 形
北信保健 衛生施設 組 合 印	組合名をも って執行す る文書	事務局次長	1	方 30	
北信保健 衛生施設 組合長印	組合長名を もって執行 する文書	事務局次長	1	方 20	
北信保健 衛生施設 組合長印 (クリーンセンター)	処分許可書	東 山 クリーン センター 工 場 長	1	方 18	
北信保健 衛生施設 組合長印	納付書、その 他組合長名 をもって執 行する文書 で別に定め るもの	事務局次長	1	方 12	
北信保健衛生施 設組合長職務代 理者印	組合長職務 代理人名を もって執行 する文書	事務局次長	1	方 20	
北信保健衛生施 設組合長職務代 理者印	納付書、その 他組合長職 務代理人名 をもって執 行する文書 で別に定め るもの	事務局次長	1	方 12	

北信保健衛生施設組合会計管理者印	会計管理者名をもって執行する文書	会計管理者	1	方	20	北信保健衛生施設組合会計管理者印
------------------	------------------	-------	---	---	----	------------------

(様式第1号) (第3条関係)

北信保健衛生施設組合公印台帳

公印の名称		用 途	
管 守 者		寸 法	
新調 改刻 年月日		印 材	
使用年月日		使用廃止 年 月 日	
印 影		摘 要	